

入札説明書

この入札説明書は、令和 8 年 10 月 30 日付夕張市告示第 128 号により公告した制限付き一般競争入札（以下、「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 夕張市長 厚谷 司

2 入札に関する事項

(1) 契約の目的及び契約名称

夕張市クラウド型電話交換機導入業務

(2) 契約の目的の仕様等

別添仕様書による

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(4) 実施業務概要

ア クラウド PBX の設計、構築、設定及び既存電話環境からの移行

イ 公用スマートフォンの調達・回線契約・初期設定・キッティング

ウ MDM の導入・設定及び端末管理環境の構築

エ 必要なネットワーク、回線、機器等の調査・設定・設置・工事

オ 既存電話番号、内線、電話帳等の移行支援

カ 職員及び管理者向け操作説明、マニュアル作成及び導入支援

キ 上記に付随する現地調査、試験、切替、報告及び協議

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 夕張市契約規則（昭和 39 年規則第 9 号。以下、「規則」という。）第 2 条による入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 市が行う一般競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 北海道内に事業所を有すること。

(6) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と同種の契約を 2 回以上締結し、かつ、誠実に

履行した者であること。

4 申請書の提出及び提出期間等

(1) 入札の参加申請

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）に、次の書類を添えて提出しなければならない。

ア 類似業務実績調書（様式第2）

イ 国、地方公共団体が発注した同種又は類似の業務について、過去2年間に履行した契約金額が確認できる業務委託契約書等の写し又は業務実績証明書

(2) 提出期限

令和8年11月5日（木）午後5時まで

(3) 提出場所

夕張市本町4丁目2番地（夕張市総務企画課総務係）

(4) 提出方法

電子メールによる。（ybrsom@city.yubari.lg.jp）

(5) その他

ア 資料作成に要する経費は入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は返却しない。

ウ 提出された資料は無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降の申請書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年11月5日（木）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年11月16日（月）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は4の(3)に同じ提出先に電子メールで提出することとする。

(2) 理由の説明は令和8年11月20日（金）までに書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

4の(3)に同じ

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所4階第2会議室

- (2) 入札日時 令和8年11月6日(金)午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

9 入札保証金

規則第6条第2号の規定により免除する。

10 送付による入札の可否

認めない。

11 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10に相当する額の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は政令第167条の16及び規則第25条の定めるところによる。

12 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき価格をもって入札した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

12 契約書作成の要否

要する。

13 予定価格等

- (1) 予定価格 公表しない。
- (2) 最低制限価格 設定しない。

14 仕様に関する質問及び閲覧

- (1) 質問方法 書面等により提出。
- (2) 受付期間 4(2)に同じ。
- (3) 受付場所 4(3)に同じ。
- (4) 回答期限 受付日を含めて2日以内。(ただし、土、日曜日及び祝日は除く)

15 支払条件

この業務の支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 前金払
設定していない。
- (2) 部分払
設定していない。
- (3) 完成払い
適法な請求書を受理した日から 30 日以内。

16 その他

- (1) 入札の執行回数は原則 2 回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、契約規則第 11 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定において、市長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延長することがある。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 公告のほか、入札に参加する者は、別紙の競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。